

一般財団法人和歌山環境保全公社エコグッズ普及事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 エコグッズ普及事業（以下「普及事業」という。）は、広く県民にエコグッズを普及させることにより、「海洋プラスチックごみ対策」や「食品ロス対策」等の環境問題解決に寄与することを目的とする。

(対象団体)

第2条 普及事業の対象は、和歌山県内で環境保全活動に取り組んでいる団体(県、市町村、NPO 法人等)とする。

(対象活動)

第3条 普及事業の対象となる活動は、以下に掲げる環境保全に関する普及啓発及び実践活動とする。

- (1) 3R の推進や地球温暖化防止など、県民を対象としたセミナー、環境学習等の普及啓発活動
- (2) 環境美化・ごみの減量化・リサイクル・適正処理などの実践活動（定期的な清掃活動は除く）

(活動条件)

第4条 普及事業の対象となる活動は、以下に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 不特定かつ多数（参加人数が概ね50人以上）の県民を対象として行う事業
- (2) 営利を目的としない事業
- (3) 主催者が反社会的勢力でない事業

(普及させるエコグッズ)

第5条 普及させるエコグッズは、以下に掲げるものとする。

- (1) レジバッグ（保冷機能付）
- (2) 食品ロス対策用マグネットシート

(普及事業の申込)

第6条 普及事業を申し込む団体は、一般財団法人和歌山環境保全公社（以下「公社」という。）が指定する日までに普及事業申込書（別記第1号様式）を公社理事長に提出しなければならない。

(普及事業の決定等)

第7条

公社理事長は、普及事業の申し込みがあったときは、当該申込に係る書類等を審査し、適正と認めるときは、当該事業の実施を決定し、普及事業実施決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第7条の普及事業決定の通知を受けた者は、普及事業が完了したときは、普及事業実績報告書(別記第3号様式)を公社理事長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 要綱に定めるもののほか、普及事業の実施に必要な事項は、公社理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。